年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成14年11月から15年8月までは28万円に、同年9月から16年1月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から16年2月2日まで A社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。さかのぼって記録が訂正されたことについては何も知らなかったので、申立期間を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

また、A社における元同僚 39 名についても、オンライン記録によると、平成 15 年 10 月 9 日付けで、14 年 11 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人は、「自分は店長ではあったが、役員ではなく、標準報酬 月額に係る処理については全く知らなかった。」と証言しているところ、当 該事業所の商業登記簿によると、申立人が取締役に就任していないことが確 認できるとともに、当該事業所において社会保険事務担当であった元取締役 は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料を解消す るために、さかのぼって申立人の標準報酬月額を引き下げた。標準報酬月額 を引き下げることについて、申立人は何も知らなかったはずである。」と証 言している。 これらの事実を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 14 年 11 月から 15 年 8 月までは 28 万円に、同年 9 月から 16 年 1 月までは 30 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A鉱山における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和 20 年 9 月 25 日)及び資格取得日(21 年 3 月 1 日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 40 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月25日から21年3月1日まで

昭和20年5月1日から26年11月1日までA鉱山に継続して勤務していたが、申立期間について年金記録が欠落しているため、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)の記録では、申立人は、A鉱山において昭和20年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月25日に資格を喪失後、21年3月1日に当該事業所において再度資格を取得しており、20年9月から21年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、昭和 20 年 9 月から 21 年 3 月までの間に当該事業所へ入社した元 同僚 3 名は、いずれも「申立人は、入社した時には既に在籍していた。」と 証言しているとともに、申立人と同時期に入社し、21 年 2 月に退職した元同僚も「私が在籍していた期間、申立人は索道の機械にオイルをやったりする業務で、ずっと勤務していたと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間において業務内容及び勤務形態に変更無く、当該事業所に索道の運転員として継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間を含めて申立人と一緒に索道業務に従事した元同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認でき

るところ、複数の元同僚は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、「私も継続して控除されていたので、申立人も勤務していた間は、継続して控除されていたと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳における申立期間前後の記録、及び同時期入社の元同僚の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年9月から21年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日(昭和32年1月1日)及び資格取得日(同年10月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月1日から同年10月1日まで

② 昭和36年3月17日から38年8月10日まで

社会保険事務所(当時)で記録を確認したところ、A社に整備工として勤務していた昭和30年6月1日から35年4月29日までの期間のうち、32年1月1日から同年10月1日までの期間が空白期間となっている。また、B社に勤務していた35年12月1日から38年8月10日までの期間のうち、36年3月17日から38年8月10日までの期間が空白期間となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社(現在は、C社)において昭和30年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、32年1月1日に資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度資格を取得しており、32年1月から同年9月までの申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間①においてA社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元同僚は、「申立人は、申立期間も整備工として勤務しており、勤務内容も変わらなかった。」と証言していることから、申立人が申立期間①において当該事業所に継続して勤務したことが推認できる。

また、A社の当時の社会保険事務担当者は、「在籍期間中であれば、厚

生年金保険の資格を喪失させることはなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によれば、申立人以外の同時期入社の元同僚 16 名の被保険者記録は、勤務が継続していた期間の途中に資格喪失することなく、申立期間①においても継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 31 年 12 月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年1月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、B社の元同僚からは、申立人の当該事業所における退職日及び勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、申立人は、B社に昭和38年8月10日まで勤務したと主張しているところ、オンライン記録によると、40年7月5日付けで、36年4月1日までさかのぼって国民年金に加入しており、申立期間②のうち、同日以後の期間において国民年金の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の 控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から33年5月26日まで

年金記録を確認したところ、A社の厚生年金保険被保険者期間について、 脱退手当金が支給されていることになっていた。

脱退手当金支給決定日には、結婚のためにB県C市へ転居しており、脱退手当金は受け取っていない。

申立期間について、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていること は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、 申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後に資格を喪失し脱退手当金受 給要件を満たしている女性51名のうち、48名に支給記録があり、このうち47 名は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決 定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、 申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられ る。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和33年10月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から2年9月1日まで 申立期間は、A社に在籍し、業務請負先であるB社C所D工場で仕事をしていた。

この間、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生 年金保険の記録が空白となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間のうち、平成2年4月5日から 同年5月17日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が申立期間においてA社から派遣されていたとするB社C所D工場は、申立人に係る申立期間当時の勤務記録は確認できないと回答しており、申立人の当該事業所における勤務期間及び勤務実態について確認できない上、当時の両事業所の同僚からも、申立人の申立期間における勤務実態等に係る証言は得られない。

また、A社の総務担当者は、「当社での厚生年金保険の加入については、派遣先の勤務実態によって、その取扱いが異なっていた。また、短期間勤務の従業員の中には、退職後に国民年金へ再加入する手続が煩わしいとして、厚生年金保険に加入しない者もいた。」と証言している。

さらに、A社は、当時の関連資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は 既に廃棄済みと回答しており、申立人の当該事業所における勤務期間及び厚生 年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において 申立人の氏名は無く、健康保険被保険者整理番号に欠番も無い。 このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年から29年までの毎冬期

A工場に毎年、冬期 (11 月から 3 月までの 5 か月間) のみ出稼ぎに行き、 工場の食堂で働いていたが、厚生年金保険被保険者となっていない。当時、 食堂で一緒に働いていた元同僚は、その時の年金をもらっているので、申立 期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A工場の元事務担当者は、「私は昭和24年に入社したが、最初の何年かは冬期季節労働者を厚生年金保険に加入させていなかった。何年からか覚えていないが、途中から冬期季節労働者も全員を加入させるようになった。」と証言しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人から提出された29年2月19日撮影の写真に写っている元同僚12人全員について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、複数の元同僚は、毎冬期に300人近くの季節労働者がいたと証言しているところ、昭和29年度には、冬期のみの被保険者資格取得者が約270人確認できることから、当該事業所においては、同年度から冬期季節労働者についても、全員に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

一方、申立人は、上述の写真及び複数の元同僚の証言により、複数年にわたって冬期のみ当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、昭和 29 年度の冬期に勤務していたとする具体的な証言は得られない。

また、当該事業所は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等) を既に廃棄したとしており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿 では、申立期間において健康保険の番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月1日から同年10月1日まで 昭和37年度のA採用試験で合格し、B局の指示の下C社に勤務した。昭和38年9月1日からD区の整備掛として、継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E機構が保管する申立人の「臨時雇用員履歴書」により、申立人が昭和 38 年9月1日にAB局において、臨時雇用員として雇用されたことが認められる。しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、E機構は、「当時のAが、試用員や臨時雇用員に係る厚生年金保険の加入について定めた臨時雇用員等社会保険事務処理規程の施行は、昭和 38 年10月1日であることから、申立期間は、当該事業所が同規程に基づいて厚生年金保険の適用事業所としての届出を行う以前の期間であるため、同日以前に厚生年金保険料を給与から控除することは無い。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に、C社からAB局に異動した元同僚9名も、当該異動に際して一時期、厚生年金保険の被保険者期間に空白が確認できるところ、当該同僚からは、その空白期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。